

特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員等特定処遇改善加算／福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る
「見える化要件」について

社会福祉法人親愛会

「介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは
介護職員／福祉・介護職員の処遇改善についてこれまで取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員／福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月消費税引き上げに伴う報酬改定において「介護職員／福祉・介護職員特定処遇改善加算」が創設されました。この加算 取得 のためには、下記の 3 つの要件を全て 満たしている必要があります。

- (1) 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- (2) 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- (3) 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは

介護職員／福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」＝「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められます。

◆介護職員／福祉・介護職員等処遇改善加算・特定処遇改善加算取得状況

区分	内容	取り組み
入職促進に向けた取組	○法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	「ひとりひとりを大切に」の法人理念研修を新人オリエンテーションやOJT時に行う。また、ホームページや施設内に理念を掲示し職員の共有を図っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	無資格者に対しては介護職員初任者研修、介護福祉士取得希望者には実務者研修の費用負担を支援する。また、中堅職員、キャリアアップを目指す職員には、ユニットリーダー研修等の費用負担を支援する。

	○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	年間計画の下、配信動画での研修、グループワークを用いた研修、職種ごとの随時の外部研修受講などを行う。研修と人事考課シートを用いて年2回の職員面談を行い、キャリアアップの支援を行う。
両立支援・多様な働き方の推進	○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実事業所内託児施設の整備	職員が安心して勤務できるように、施設内1階に保育所を完備し利用ができるように対応している。
腰痛を含む心身の健康管理	○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	介護業務中の事故対応マニュアル（指針）を整備、都度に事故カンファを他職種参加で行い介護職員の心身の負荷を軽減する。
生産性向上のための業務改善の取組	○タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	iPadを用いて介護記録ソフトの運用を行い、転記等記録作業の効率化を図る。同時にセンサー類の拡充を暫時行い、事故予防と同時に職員への負担の軽減に導く。
やりがい・働きがいの醸成	○ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	ご家族からの謝意の手紙を施設内の掲示板に貼り職員に掲示を行う。職員全体会議や、ユニット会議においてお知らせを行い全職員に周知を行う。